

鹿屋市第4期教育振興基本計画 骨子案

	第4期計画（骨子案）	追加、修正箇所の根拠と視点	第3期計画
1 序論	第1章 計画策定の趣旨 1 計画策定の趣旨 2 計画の基本的な考え方 3 計画の期間		第1章 計画策定の趣旨 1 計画策定の趣旨 2 計画の基本的な考え方 3 計画の期間
2 時代背景教育の課題等	第2章 本市教育を取り巻く環境 1 これまでの取組の成果 ★1(新規追加) 2 社会状況 (1) 少子高齢化の進行と人口減社会の到来 (2) デジタル化の進展★2(修正) (3) 価値観やライフスタイルの多様化 (4) グローバル化の進展 (5) 子どもの貧困など社会経済的課題 (6) 地球規模の環境問題への対応 (7) 災害に対する意識の高まり(市独自) (8) 地域課題の多様化・複雑化★3(修正) (9) SDGsの推進 (10) 国等の教育改革の動向(市独自) 3 本市の 教育環境 を取り巻く現状と課題★4(修正) (1) 児童生徒数の推移と学校規模 (2) 学力 (3) いじめ、不登校 (4) 基本的な生活習慣 (5) 特別支援教育 (6) キャリア教育 (7) 体育や運動能力 (8) 安全・安心な教育環境 (9) 家庭・地域の教育力 (10) 生涯学習★5(新規) (11) 生涯スポーツ活動	第2章 本市教育を取り巻く環境 1 これまでの取組の成果 ★1 県項目による (内容) ・第3期の取組概要 ・進捗状況は毎年度「点検・評価」で評価 ・数値目標の達成状況 13項目達成 23項目未達成 2 社会状況 (4) デジタル化の進展 ★2 県「高度情報化の進展」から「デジタル化の進展」へ変更 (内容) ・Society5.0時代の到来 ・新型コロナ拡大に伴い、社会のDX、AI、ロボット等の情報技術の高まり ・スマホやSNS等の普及による子どもの安全対策が必要 (8) 地域課題の多様化・複雑化 ★3 県項目による (9) 地方創生・SDGsの推進 (内容) ・SDGsの概要 ・新型コロナへの対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容を踏まえた政策を検討していく今こそSDGsは重要 3 本市の教育環境を取り巻く現状と課題 ★4 市「本市の子どもたちを」→「本市の教育環境を」へ修正 (国) 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望 (県) 本県の子供たちを取り巻く現状と課題 ・生涯学習や生涯スポーツの事項も記載 (10) 生涯学習・生涯スポーツ活動 ★5 市独自を新規追加する。 ・県では「子供たちの文化活動」あり。 ・(10)と(11)においてウェルビーイングを実践していく視点を加える。	第2章 本市教育を取り巻く環境 1 社会状況 (1) 少子高齢化の進行と人口減社会の到来 (2) 高度情報化の急速な進展 (3) 価値観やライフスタイルの多様化 (4) グローバル化の進展 (5) 子どもの貧困など社会経済的課題 (6) 地球規模の環境問題への対応★4(修正) (7) 災害に対する意識の高まり(市独自) (8) 産業構造の変化(市独自) (9) 地方創生の推進 (10) 国等の教育改革の動向(市独自) 2 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題 (1) 児童生徒数の推移と学校規模 (2) 学力 (3) いじめ、不登校 (4) 基本的な生活習慣 (5) 特別支援教育 (6) キャリア教育 (7) 体育や運動能力 (8) 安全・安心な教育環境 (9) 家庭・地域の教育力

	第4期計画（骨子案）	追加、修正箇所の根拠と視点	第3期計画
3 基本目標	第3章 鹿屋市教育大綱 1 基本理念 「未来を創る心豊かでたくましい人づくり」 ～夢や希望を叶え、幸せや生きがいを感じられる地域や社会を目指して～ 2 基本目標 (1) 「 未来を切り拓く力を培う 教育の創造」 (2) 「 地域とともに 活躍できる生涯学習社会の実現」	「担う」⇒「創り」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点と、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手という視点から。 ～夢や希望を叶え…を目指して～ ・ 日本社会に根差したウェルビーイングの向上の視点を副題として追加。 	第3章 鹿屋市教育大綱 1 基本理念 「未来を担う心豊かでたくましい人づくり」 2 基本目標 (1) 「知・徳・体を調和的に育む教育の創造」 (2) 「一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現」
4 今後5年間に取り組むべき施策等	第4章 今後5年間に取り組むべき施策（基本計画） 1 本市教育施策の方向性 2 具体的施策の方向性 3 具体的施策の展開 I 未来の創り手となる資質・能力 を育む教育の推進 (1) 確かな学力の向上 (2) 英語教育・国際理解教育の推進 (3) 特別支援教育の推進 (4) キャリア教育の推進 (5) 教育の情報化 の推進 (6) 環境教育の推進 (7) 郷土教育の推進 (8) 幼児教育の充実 (9) 主権者教育 (10)消費者教育★8(新規追加) (11)福祉教育・ボランティア活動の推進★9(新規追加) [計画期間における数値目標] II 互いに尊重し、 豊かな心とすこやかな体を育む教育の推進 (1) 道徳教育の充実 (2) 生徒指導の充実 (3) 人権教育の充実 (4) 体験活動の充実 (5) 読書活動の推進 (6)文化芸術学習の推進★10 (7) 食育の推進 (8) 健康教育の充実 (9) 体力・運動能力の向上 [計画期間における数値目標]	第4章 今後5年間に取り組むべき施策 I 未来を切り拓き生きる能力や資質を育む教育の推進 (10) 消費者教育 ★8 県項目による (内容) ・ 小中学校において、社会科や家庭科を中心に、消費者教育を教育課程に位置づけ、教科横断的な視点での取組を推進 (11) 福祉教育・ボランティア活動の推進 ★9 県項目による (内容) ・ 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する指導計画作成や、教職員の指導力の向上に努める。 ・ 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の更なる充実を図る。 「互いに尊重し、」 ・ 日本社会に根差したウェルビーイングの向上のキーワード「調和と協調」を「互いに尊重」で表したもの。 (6) 文化芸術学習の推進 ★10 県項目を参考に主に学校教育における文化芸術学習の内容を追加 (内容) ・ 各教科等において、我が国の伝統や文化芸術の理解に係る取組を推進 ・ 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進	第4章 今後5年間に取り組むべき施策（基本計画） 1 本市教育施策の方向性 2 具体的施策の方向性 3 具体的施策の展開 I 次代を生きぬく学力 や資質を育む教育の推進 (1) 確かな学力の向上 (2) 英語教育・国際理解教育の推進 (3) 特別支援教育の推進 (4) キャリア教育の推進 (5) 情報教育 の推進 (6) 環境教育の推進 (7) 郷土教育の推進 (8) 幼児教育の充実 (9) 主権者教育 [計画期間における数値目標] II 豊かな心とすこやかな体を育む教育の推進 (1) 道徳教育の充実 (2) 生徒指導の充実 (3) 人権教育の充実 (4) 体験活動の充実 (5) 読書活動の推進 (6) 食育の推進 (7) 健康教育の充実 (8) 体力・運動能力の向上 [計画期間における数値目標]

	第4期計画（骨子案）	追加、修正箇所の根拠と視点	第3期計画
	<p>III 信頼され、地域と協働する学校づくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校経営の充実 (2) 教職員の資質向上 (3) 働き方改革の推進★11 (4) 開かれた学校づくり (5) 安全・安心な学校づくり (6) 学びのセーフティネットの充実 (7) 学校規模適正化の推進★12（市独自） (8) 学校施設の長寿命化推進★13 (9) 安全・安心な学校給食の推進★14（市独自） (10) 市立高等学校の活性化 <p>〔計画期間における数値目標〕</p> <p>IV 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学習環境の整備 (2) 学習機会の充実 (3) 学習推進体制の充実 (4) 人権教育と啓発の推進 (5) 平和教育の推進★15（市独自） <p>〔計画期間における数値目標〕</p> <p>V 開かれつながる社会教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 青少年教育の充実 (2) 成人教育の充実 (3) 家庭教育の充実 <p>〔計画期間における数値目標〕</p>	<p>III 信頼され、地域と協働する学校づくりの推進</p> <p>III 信頼される学校づくりの推進</p> <p>IV 安全・安心な教育環境と教育活動の充実を統合</p> <p>(3) 働き方改革の推進 ★11 県の新規項目による (内容) ・ 学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進める。 ・ 教職員のメンタルヘルス対策に努める</p> <p>(7) 学校規模適正化の推進 ★12 学校規模適正化基本方針の改定（R7.11策定）に伴う名称変更</p> <p>(8) 学校施設の長寿命化推進 ★13 学校施設長寿命化計画（R3.3策定）に伴う名称変更</p> <p>(9) 安心安全な学校給食の推進 ★14 北部給食センター、吾平給食センターの設置に伴う名称及び内容変更</p> <p>(4) 人権教育と啓発の推進 (5) 平和教育の推進 ★15 人権教育はⅡ-③でも記載あり。平和教育と統合してⅣで記載。よって、施策の方向性「人権を尊重する平和な社会の実現」は削除。 (5) 平和教育の推進には、「平和の花束」だけでなく、 ・ 平和の語り部・平和学習ガイドの育成 ・ 平和の写真展（市長部局事業） 等も記載する。</p> <p>青少年教育の充実は、従来の「地域の子ども…充実」が他の項目と異なり〇〇教育でなかったため表現を統一したもの。</p>	<p>III 信頼される学校づくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校経営の充実 (2) 教職員の資質向上 (3) 開かれた学校づくり (4) 安全・安心な学校づくり (5) 学びのセーフティネットの充実 <p>〔計画期間における数値目標〕</p> <p>IV 安全・安心な教育環境と教育活動の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校の活性化及び学校規模適正化の推進 (2) 学校施設老朽化対策の推進 (3) 学校給食に係る環境整備の推進 (4) 市立高等学校の活性化 <p>〔計画期間における数値目標〕</p> <p>V 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学習環境の整備 (2) 学習機会の充実 (3) 学習推進体制の充実 <p>〔計画期間における数値目標〕</p> <p>VI 開かれつながる社会教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の子どもは地域で育てる環境の充実 (2) 成人教育の充実 (3) 家庭教育の充実 <p>〔計画期間における数値目標〕</p> <p>VII 人権を尊重する平和な社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権教育と啓発の推進 (2) 平和教育の推進 <p>〔計画期間における数値目標〕</p>

	第4期計画（骨子案）	追加、修正箇所の根拠と視点	第3期計画
	<p>VI 市民文化の振興・伝承と生涯スポーツの振興 ★16</p> <p>(1) 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実 (2) 文化財の保存・活用・継承 (3) スポーツ活動の推進 ★17 (4) スポーツ交流の推進 ★18</p> <p>〔計画期間における数値目標〕</p>	<p>VI 市民文化の振興・伝承と生涯スポーツの振興 ★16 県項目による (県) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興</p> <p>(3) スポーツ活動の推進 ★17 (4) スポーツ交流の推進 ★18 ※市民スポーツ課が市長部局へ移管しているが、第3期計画と同様に、生涯スポーツに関する部分については記載するもの。</p>	<p>VIII 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承 (1) 文化芸術活動の促進と環境づくり (2) 文化財の保存・活用・継承</p> <p>〔計画期間における数値目標〕</p> <p>IX 生涯スポーツの振興 (1) スポーツ活動の推進 (2) スポーツ交流の推進</p> <p>〔計画期間における数値目標〕</p>
5 計画の実現に向けて	<p>第5章 計画の実現に向けて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域社会との連携・協力 2 全庁的な連携体制の構築 3 県との連携・協力 4 計画の進捗状況の確認 5 新たな課題への対応 		<p>第5章 計画の実現に向けて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域社会との連携・協力 2 全庁的な連携体制の構築 3 県との連携・協力 4 計画の進捗状況の確認 5 新たな課題への対応